

笑顔あふれるまちづくり



いいぬま雅子

日本共産党品川区議会議員

NO. 291. 2007. 6. 17.

6・21本会議一般質問

住民税大增税中止を・高齢者医療費無料化

議会傍聴に来てください

6月21日から議会が始まります。高齢者医療費無料化、特別養護老人ホーム建設、憲法9条守る、増税反対などたくさんの方の公約実現のため、区議団力を合わせていきます。是非傍聴に来てください。



「消えた年金」区民の不安解消のため国に責任ある対策を求めよ

区民委員会担当としては、年金問題を調査しました。

5000万件に加え、コンピュータに入力されていない古い記録1430万件が見つかり、今だ全容が明らかにされていません。年金記録が誰のものかわからず、保険料を納めたのに未納扱いで年金が減額されたり、受給資格を奪われるなど「年金が消える」国民の公的年金への信頼を揺るがす異常事態です。

**品川社会保険事務所
で相談者の声を聞いてきました**

平日10時30分で30人を超える相談者でした。所長の説明では、9割が

妻の年金番号が複数見つかったので、一本化のために来た。見つかったよかった(68歳男性)

昭和20年に働いていた当時の記録がない。一緒に働いていた人は証明があり年金を受け取っているが、自分は無年金のままなので、生きている内に少しでも受けられたらと思いついても来ない(80歳女性)

母親から国がやることだから、きちんと収めていけば食べていけると言われ、厳しい生活の中、パートをしながら保険料を払ってきた。62歳から3万円もらっているが、生活できる年金とはとてもいえない。減免とか一括納付とか領収書が見つからない期間もある。漏れがないか確認に来た。一円でも無駄にしたいありません。(66歳女性)

た記録が照合され、不明は第三者機関など調査にまわされるが、基準はこれから決めるとのこと。最後の1人まで不利益にならないよう対策を求めていきます。

共産党 国会議員団の提案

- ① 5000万件の調査対象者を「氏名、性別、生年月日」3条件で一致したものに限定せず、調査対象を広げ、記録の中身を提示して解決にあたる。
- ② 名寄せのコンピュータソフトの完成が来年3月と言われているがコンピュータに入力されていない

品川の教育を考えましょう

競争ではなく、共に学びあう教育を

6月23日(土)夜7時~9時 平塚橋会館

講演 「犬山市の教育を語る」

中嶋哲彦氏 (名古屋大大学院教授・
愛知県犬山市教育委員)

主催 あたたかい品川区政をつくるみんなの会

第2回定例会傍聴においでください

6月21日(木)午後1時~

22日(金)午前10時~

南恵子 21日午後2時30分~

- ① 住民税大增税に悲鳴、負担軽減策を求めろ
- ② 「消えた年金」区民の不安解消のため国に責任ある対策を求めよ
- ③ 子ども達に続き高齢者の医療無料化の実現を
- ④ 八潮のまちづくりは住民主体で

なかつか亮 22日午後1時40分~

- ① 新たな貧困「ネットカフェ難民」の実態調査と緊急対策を
- ② 大井林町・第2大井伊藤町の都営住宅は区移管で存続を
- ③ 原小学校跡は、高額なケアホームではなく、特養ホームを
- ④ 戦争する国づくりをめざす9条改憲をやめよ

1430万件を入力すること。
③ 記録がなく文字通り「消えた年金」について物証がなくても、厚生年金なら当時の同僚の証言など得られたら認める。国民年金なら本人の記憶に一貫性があれば支給の対象にすべき。
④ こういう時期に社会保障庁を解体するのはあまりにも無責任。国民の保険料を預かり、生涯給付を行なう公的年金の仕事を安定・確実にこなすには、国が直接責任を持つことが欠かせません。自民・公明の与党が衆議院で強行採決した社保庁解体・

質問内容

- 民営化法案は、国の責任も分割・民営化するものであり、法案の廃案を求める。
1. 「消えた年金」問題は、全て国に責任があると考えますが、区の考えを聞かせください。不明な点を本人責任とせず、国の責任で、全ての対象者の救済策を示すよう国に求めてほしいかがどうでしょうか。
 2. 年金番号統合当時、区は窓口で収納事務を行っていたわけですが、番号統合に当たり、広報はど

のように行われたのか、対象者数、内容、返事が戻ってきた割合をお知らせください。社会保障庁の当時の取り組みに懸念はなかったのか、防止はできなかったのか、区の考えを聞かせください。

相談の時間がとれない人のために、納付記録を郵送してほしいと思っていたところ、小池晃参議院議員が14日の厚生労働委員会で「全員に送付すぐに」と提案。

日本共産党品川地区委員会主催無料法律相談ご利用ください。(子育て・生活相談はいつでもOKです)

6月22日(金)午後6時~8時いいぬま雅子事務所にて。弁護士が対応します。ご予約を。

